

野田支店 乗務員服務規程（旅客）

株式会社マルノウチディーエス
野田支店

（目的）

第1条 この規則は、就業規則第2章服務規律第5条（遵守事項）第1項4号（社内規程遵守）③番、並びに旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」いう）の法令に基づき、乗務員が事業用自動車の運行の安全及び旅客の利便を確保するために遵守すべき事項及び乗務員の服務に関することについて定める。

（規律遵守の義務）

第2条 乗務員は、規則に定める事項のほか交通関係法令の規定を守り、またこの規程を遵守して、会社の職務上の命令、指示に従い、乗務員相互に協力して本規程の目的達成のため、誠実に職務を遂行しなければならない。

（研修等）

第3条 乗務員は、監督官庁又は会社が行う業務上の研修、指導、教育、訓練等に積極的に参加しなければならない。

2 止むを得ない事由により前項の研修等に参加することができないときは、その事由を会社に報告して指示を受けなければならない。

（兼業の制限）

第4条 乗務員は、会社の許可を得ないで他の業務を兼業してはならない。

（苦情の処理）

第5条 乗務員は、得意先から運行に関する取り扱いその他運輸に関して苦情の申し出があったときは、常に誠意をもって処理に努めなければならない。

2 苦情の内容が会社の指示を要すると認められるときは、会社にその内容を報告して指示を受け、苦情を処理しなければならない。

3 苦情の内容が調査を必要とする場合、又は当日処理が困難と認められる場合には、その旨を相手方に伝えて、会社の支持を得て後日処理するものとする。

4 苦情の申し出は、具体的に運転日報に記載しておくなければならない。又その処理結果も同様とする。

（服務基準）

第6条 乗務員は、自己の職務に通じて社会の貢献するものであることを自覚し、得意先に対しては公平かつ親切を旨として、次の各号に掲げる事項を遵守して勤務しなければならない。

- （1）安全、確実かつ迅速に運輸を遂行すること。
- （2）酒気を帯びて乗務してはならない。
- （3）旅客の現在する事業用自動車内で喫煙してはならない。
- （4）旅客の現在する自動車の走行中職務を遂行するために必要な事項以外の事項について話をしてはならない。
- （5）親切、丁寧、正確を旨とし、サービスに万全を図るとともに得意先本位の業務に努めること。
- （6）服装は、常に清潔にし、運転操作に支障をきたす恐れのある服装を着用しないこと。
- （7）車両は、常に適正な管理を行うこと。
- （8）運転日報の記録及び運行記録計の記録紙は運転者が記入および着脱するものとする。又、運転日報及び運行記録計は不正に記入、操作してはならない。
- （9）車両、エンジンキー、自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証、点検整備記録簿、その他車両の運行に必要なものは、会社若しくは上司の命ずるところに保管しなければならない。
- （10）運行記録計の記録紙は始業前に挿入しなければならない。

（運行前点検並びに点呼）

第7条 乗車服務するときは、次に掲げる事項を実施又は確認してからでなければ、乗車服務してはならない。

- (1) 法令に定められた点検基準に従い、運行前点検を行いその結果を運行前点検表に記入すること。
- (2) 当該車両の自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証の確認を行うこと。
- (3) 乗務員自身の自動車運転免許証の所持の確認。
- (4) 乗務員は、必ず点呼を受けて、疾病、疲労、飲酒、運行前点検の結果、その他の理由により安全運行ができない恐れのあるときには、運行管理者並びに整備管理者または運行管理補助者並びに整備管理補助者（以下「管理者」という）に申し出て乗車服務の可否の指示を受けること。

（終業の点呼）

第8条 乗務を終了し帰庫したときは車両を定位置に格納し、次に掲げる事項を記入した運転日報を提出し点呼を受けなければならない。

- (1) 乗務員の健康状態。
- (2) 車両の異常の有無（有る場合はその箇所と異常の状況）
- (3) 燃料、オイル等の補給を行ったときは、その補給量の伝票を添付すること。
- (4) 出庫前の走行メーター数及び帰庫時の走行メーター数。
- (5) タイヤ、チューブ、部品等の交換その他消耗品等の補給を行ったときは、その品名と数量（伝票又は納品書等を添付すること）。
- (6) その他交通違反、交通事故等を起こしたときは、その場所と違反、事故等の内容。

（乗務中の携帯電話等の使用禁止）

第9条 運転者は、運転中に携帯電話等を使用（操作・使用し、又はその画面を注視する事をいう）をしてはならない。

- 2 乗務員（運転者を含む。）は、乗務中に携帯電話等を私的な目的で使用してはならない。
- 3 携帯電話等は、乗務中は携帯電話の保管場所（専用ケース、グローブボックスや運転席背面等の運転席から容易に手が届かない位置に設置）に保管すること。
- 4 運転者は、業務目的のため連絡が必要な場合は、車両に備え付けの無線機を利用しなければならない。無線機が備え付けていない車両の場合に携帯電話を使用するときは、休憩地点や待機場所等の安全な場所に停車してから連絡を行うこと。
- 5 営業所から運転者に連絡を行う場合には、メールや留守番電話サービスを活用することとし、休憩地点や待機場所等の安全な場所に停車させた後に連絡させること。もしくは車両に備付けの無線機がある場合は、無線機を用いること。
- 6 運行管理者は、点呼時に乗務中の携帯電話等の使用禁止規程の遵守を指示するとともに、違反した場合には社内罰則規定等に基づき処分が行われる事を通告すること。

（持ち込み禁止）

第10条 車両内には、運行に必要な書類、器具等を除き、みだりに不必要な私物その他の物品を持ち込んではない。

- 2 旅客自動車運送事業運輸規則第52条の規定に基づく、旅客自動車運送事業用自動車による危険物などの持込禁止対象は、つぎの通りとする。（但し、同条ただし書きの規定によるものを除く）

(1) 火薬類にあたっては、次の何れかに掲げるもの

- イ 300グラムを超えない猟銃来館及び信号雷管であって、振動、衝撃等によりこれから発火するおそれの内容器に入れてあるもの
- ロ 500グラムを超えない信号焰管及び信号火せん
- ハ 100グラムを超えない競技用紙雷管
- ニ 800発を超えない競技用の公称口径22のへり打ちのライフル銃用実包及び拳銃用実包

- ホ 銃器に装填した実包及び空包（警察官、刑務官その他法令に基づき職務のため銃器を所持する者が事業用自動車内に持ち込む場合に限る）
- (2) 引火性液体にあたっては、次の何れかに掲げるもの
 - イ 0.5リットルを超えない引火性液体（アルコールを除く）であって、漏れるおそれのない容器に密閉し、かつ、容器が破損するおそれがないように包装してあるもの
 - ロ 2リットルを超えないアルコールであって、漏れるおそれのないように保護されたもの
 - ハ 10キログラムを超えない引火のおそれのあるペンキ類であって、金属製容器に密閉してあるもの
- (3) セルロイド類にあたっては、次の何れかに掲げるもの
 - イ 300グラムを超えないものであって、紙箱等の電気絶縁物質により包装してあるもの
 - ロ 映画用フィルムであって、ファイバ等の不燃性電気絶縁物質製の容器に入れてあるもの（この場合において容器は、振動衝撃等によりふたが開くことがないようにしてあるものであること。）
 - ハ 映画用フィルムであって、フィルム用容器に入れ、かつ、帆布製の袋に入れてあるもの（この場合において帆布製の袋は、JES繊維3101の上綿帆布8号若しくは並綿布又はこれらと同等以上の厚さ及び強度を有する帆布を使用したものであって、二重底とし、上ふた布又は中ふた布を付してあり、かつ金属製品を使用していないものであること。）
- (4) 25キログラムを超えない乾燥した状態のカーバイトであって、破損するおそれのない容器に密閉してあるもの
- (5) 500グラムを超えない写真撮影用閃光粉であって、これが飛散するおそれのない容器に密閉し、かつ、容器が破損するおそれのないように包装してあるもの
- (6) 腐食性物質にあたっては、次の何れかに掲げるもの
 - イ 0.5リットルを超えないものであって、漏れるおそれのない容器に密閉し、かつ、容器が破損するおそれのないように包装してあるもの
 - ロ 25グラムを超えない個体の苛性カリであって、破損するおそれのない容器に密閉してあるもの
- (7) 0.5リットルを超えない液体青酸、クロロホルム及びホルマリンであって、漏れるおそれのない容器に密閉し、かつ、容器が破損するおそれのないように包装してあるもの
- (8) 刃物であって、他の旅客に危害を及ぼすおそれがないようにこん包してあるもの
- (9) 電池であって、感電及び火災のおそれのないように保護されたもの
- (10) 動物であって、一般貨物旅客自動車運送事業者又は一般常用旅客自動車運送事業者が運送契約において事業用自動車内に持ち込むことについて同意したもの

（同乗の禁止）

第11条 運行中は、業務に必要な他はみだりに第三者を同乗させ、他の者と運転を交替してはならない。

（運行経路）

第12条 運行経路については、会社が定めた経路に従い運行しなければならない。ただし、道路の工事、損壊、著しい交通渋滞その他止むを得ない理由により他の経路を運行しなければ目的地に到達できない恐れのあるときは除くものとする。

（車両の清掃）

第13条 車両は常に清潔を保つよう心掛け、清掃を怠ってはならない。

（安全運行）

- 第14条 暴風雨又は降雪等におけるときの運行は、特に安全運転に留意し、状況に応じスノータイヤ（スタットレスタイヤ）又はタイヤチェーンを使用する等事故防止に努めなければならない。
- 2 運行中は、常に規定速度守り、特に高速道路上では安全運転に努めなければならない。
 - 3 旅客が事業用自動車内において法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするときは、これを制止し、又は必要な事項を旅客に指示する等の措置を講ずることにより、運送の安全を確保し、および事業用自動車内の秩序を維持するように努めなければならない。

（車両異常等の処置）

- 第15条 走行中において車両に異常があると認められるときは、安全な場所に停車し、常備の用具、工具等によって修理又は調整を行った後でなければ再び走行してはならない。
- 2 前項の車両の異常が重大なもので、再び走行不可能と認められるときは、管理者にその状況を報告して指示を受けなければならない。

（事故防止）

- 第16条 乗務員は、事故防止のため次の事項を確実に励行しなければならない。
- 2 坂道にて車両から離れるときは、旅客を降ろし、エンジンを切り、完全制動のためハンドブレーキを掛け、かつ、下り坂に面した車輪に車止めを掛けること。
 - 3 踏切を通過するときは、必ず一時停止し、前車が踏み切りを出て自車が踏切内から出られる距離を確保し、左右の安全確認を行う。尚、踏切上ではギヤーの変速操作をしてはならない。
 - 4 踏切上で万一運行不能となったときは、次の各号の処置をとらなければならない。
 - （1）踏切支障報知機の赤色ボタンのランプが点灯するまで押して、進行してくる列車に危険を知らせること。
 - （2）対列車方向に向かって、50メートル以上の地点で発煙筒を発火（又は信号灯を点灯）させ、赤色旗を振って列車の停止を求めること。ただし、発煙筒が発火せず、かつ、赤色旗がないときは、列車に向かって両手を高く上げて左右に振るか、又は緑色以外の物品を急激に振って列車に危険を知らせること。
 - （3）前各号のほか、電話若しくは通行人等に依頼して最寄の駅に急報する等の方法で、一刻も早く列車に危険状態を知らせる方法をとらなければならない。
 - （4）前各号により列車を停止させたときは、当該列車の運転者又は車掌にその理由を報告して指示を受けること。
 - （5）前各号の結果は速やかに管理者に報告して、事後処置の方法について指示を受けなければならない。
 - （6）時間的に余裕があるときは、早急に踏み切り上から車両の脱出を図るため、ギヤーをスロー又はバックに入れてエンジンを指導させ、セルモーターの力を利用し、断続的かつ急速に繰り返して車両の移動を行うこと。
 - 5 交通の輻そうによる車両の追突事故については、その事故を防止するため、次の各号の事項を守らなければならない。
 - （1）前車両との追従間隔は、自己車両の速度の0.3倍以上の距離を保つこと。
 - （2）降雨等のため、スリップが多いと認められるときは、前号の2倍の距離を保つこと。
 - （3）脇見運転、居眠り運転は、追突事故を起こしやすいので、特に注意すること。
 - 6 前各号のほか、事故防止のため、次の各号について厳守しなければならない。
 - （1）運転中は、シートベルトを必ず着用し、旅客にも車内放送等で着用させること。
 - （2）優先道路に出るときは、必ず一時停止して左右の安全を確認してから発進すること。
 - （3）信号機のない交差点を通過するときは、左方向から進行する車両を優先させること。
 - （4）車両を左折させるときは、左側の歩行者、二輪車等の有無を確認し、安全を確かめてから左折すること。

(5) その他、信号機、道路標識、道路標示及び警察官の指示に従って運行すること。

(運行の中断及び死傷者の処置)

第17条 事業用自動車の運行を中断し、又は旅客が死傷したときは、会社とともに、運輸規則第18条第1項若しくは第2項または第19条の各号に掲げる事項を実施しなければならない。この場合において、旅客の生命を保護するための処置は、他の処置に先んじてしなければならない。又、次の各号により処置をしなければならない。

- (1) 傷者の場合は、相手方を速やかに安全な場所に移動し、手伝ってもらえる者への声かけを行い、応急手当その他必要と認められる処置を講ずること。
- (2) 次に、電話119番をかけ、救急車の出動を依頼すること。
- (3) さらに最寄りの警察署に電話して、事故現場への出動を依頼し、警察官が到着するまで事故現場の保存に努めること。
- (4) 相手方が死者及び重傷の場合は、その者の遺留品の保管を行い、免許証その他の物品によりその者の身元の確認を行い、その家族に速やかに連絡を取ること。
- (5) 前各号のほか、速やかに会社に連絡を取り管理者の指示を受けること。

(車両事故)

第18条 車両事故を起こしたときは、次の各号による処置をしなければならない。

- (1) 事故の状況（急ブレーキを掛けた位置、停車位置、事故直前の自己車両の運行速度及び事故発生の原因等）を正確に記憶しておくこと。
- (2) 最寄りの警察署及び会社に事故発生を速やかに報告すること。
- (3) 事故発生時の天候、時刻、場所（町名、番地等）相手方の車種及び車両番号、相手方の運転者氏名及び車両所有者の住所、氏名、電話番号、さらに立会い警察官の氏名を確認、メモして置くこと。
- (4) 事故現場付近に居合わせた人がいる時は、その中から目撃者（証人）を得るように努め、その者の住所、氏名、電話番号等を聞きとっておくこと。
- (5) 事故発生現場が、交通量の多い地点、道路の中央又は交差点の場合であるときは、他の車両の事故防止のため昼間は赤色の旗（又は布切れ）を、夜間は赤色信号灯を、事故車両の前又は後ろに掲げるほか、他の車両の事故防止を警察官が到着するまでの間誘導に協力を求めること。
- (6) 事故当事者は、互いに自己の有利を主張し、感情に走りやすいので、冷静に良識をもって対処しなければならない。

(事故処理)

第19条 事故の解決、交渉については、管理者の指示に従い、密接な連絡をとりながら相手方に誠意をもって解決のための努力をしなければならない。

- 2 事故の状況、経過等については管理者の支持を得て、文書にて事故報告書を会社に提出しなければならない。

(火災事故)

第20条 車両に火災事故が発生したときは、できる限り類焼の恐れのない場所を選んで停車し、備え付けの消火器及びそれに準ずるものにより早期消火に努めること。

- 2 必要に応じ、消防署又は警察署に連絡を取り、火災の拡大を防止する処置を講ずること。

(改廃)

第21条 この規程の改廃は、別に定める「諸規程管理規程」による。

履 歴

管理番号		規程の種類	就業規則
名 称	野田支店 乗務員服務規程（旅客） 規程		
制定	1986年4月1日	公布	1986年4月1日 施行 1986年4月1日
改 正	2005年4月1日	改正内容	
改 正	2012年4月1日	改正内容	
改 正	2015年4月1日	改正内容	
改 正	2017年4月1日	改正内容	商号変更 株式会社マルノウチ・ノダトランスポート
改 正	2017年5月29日	改正内容	
改 正	2021年1月1日	改正内容	商号変更 株式会社マルノウチディーエス
改 正	2023年1月1日	改正内容	社名変更、規程名称変更、就業規則一部を統合
改 正	2024年2月1日	改正内容	社内持込禁止対象の明記
改 正		改正内容	